

十和田市経済支援対策給付金事業に係るQ&A

【結婚式場事業者】

問1 対象となる事業者を具体的に教えてください。

- 市内に本社を有し、主たる事業として挙式・結婚披露宴等を行うための会場や飲食サービスを常時提供している方です。

問2 添付書類を教えてください。

- 全業種共通の①～③の他、次の書類を添付してください。
- ・事業概要がわかる書類（パンフレット等）
 - ・昨年の結婚披露宴の開催実績がわかる書類（様式は問いません）

問3 神前結婚式を行っている神社や結婚パーティーを行っているレストラン等は対象となりますか。

- 神社やレストランは、主たる事業として挙式・披露宴等を行う会場ではないため、対象外となります。

問4 結婚式場と提携した貸衣装店や写真館等は対象となりますか。

- 式場と提携している事業者の方は対象外となります。